

RayL エンタメパック 利用規約

第1条（取扱の準則定義）

1. 株式会社ハイホー（以下「運営元①」といいます。）は、以下に定める「RayL エンタメパック利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、「RayL エンタメパック」（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。
2. 利用希望者は、本サービスに申込みことにより、以下の2つのサービスを合わせて月額金1,485円（税抜1,350円）にて利用することができるものとします。
 - ① お財布サポート by ベネフィット・ステーション【提供元①株式会社ハイホー】
 - ② U-NEXT for スマートシネマ【提供元②：株式会社U-NEXT/運営元③：株式会社ハイホー】
3. 利用希望者は、本規約の他、前項の各サービスの規約にも同意のうえ、本サービスを利用することができるものとします。

第2条（定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「本サービス」とは、「RayL エンタメパック」をいいます。
- ② 「利用者」とは、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。

第3条（本規約の承諾及び利用契約の締結）

利用希望者は、本規約に同意し、運営元が指定する方法にて、本サービスを申し込むものとし、運営元が承諾した場合に限り、本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立するものとします。

第4条（利用料金）

本サービスの契約者は、本料金を当社が定める方法にて、当社が指定する期日までに支払うものとします。月の途中から本サービスの提供が開始した場合、及び、月の途中で本利用規約に基づく契約が終了した場合、当該月の本料金の日割り計算は行われずものとします。なお、本サービスの提供期間中、お客様が本サービスを使用していない場合であっても、本料金は適用されます。

当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、本料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。尚、本サービスを使用することができなくなった場合には、当社は、本サービスの復旧に努めるものとします。

第5条（本サービス・本規約の変更）

1. 運営元は、民法（制定：明治29年4月27日法律第89号、改正：平成29年6月2日法律第44号）第548条の4の規定に基づき、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 運営元は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更する場合、変更を行う旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を、利用者にWebサイトへの掲載又はその他相当の方法により通知するものとします。

第6条（本サービスの解約）

1. 利用者は、運営元が指定する方法により、本サービスを解約することができるものとします。尚、本サービスの解約後、原則、再契約はできないものとします。
2. 利用者は、前項に定める方法により、各月の1日から25日(25日が土・日・祝の場合は、その直前の平日)までに解約手続きを行った場合、当該月の末日をもって本サービスの解約が成立するものとします。
3. 利用者は、第1条第2項に定める各サービスのいずれかのみを解約するなど、本サービスを部分的に解約することはできないものとします。

第7条 (解約後の措置)

1. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、利用者が運営元に対して既に支払った本料金を含む一切の料金は返還されないことに合意するものとします。
2. 利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、運営元に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに運営元に対し弁済するものとします。

第8条 (契約期間等)

運営元にて、利用者の本サービスに関する支払方法の登録が完了し、運営元が利用者に対して、当該完了に関する通知書を発送した日又は別途運営元が指定する日より、利用者は、本サービスの利用が可能となります。

第9条 (本サービスの提供の停止及び解約)

1. 運営元は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に対し事前に通知することなく、利用者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - ① 申し込みにあたって虚偽の申告を行ったことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ② 本規約の規定のいずれかに違反すると運営元が判断したとき。
 - ③ 仮差押、差押等の処分を受けたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ④ 民事再生手続、破産、会社更生等の申立てをし、又は第三者により申立てられたとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑤ 法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑥ 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、第三者から利用者に対して抗議があったとき、若しくはそれらのおそれがあるとき。
 - ⑦ 死亡したとき。
 - ⑧ 被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
 - ⑨ 反社会的勢力の構成員若しくは関係者であると判明したとき。
 - ⑩ 民事訴訟及び刑事訴訟の対象(捜査報道がされた場合を含む。)となったとき。
 - ⑪ 資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたときと運営元が認めたとき。
 - ⑫ 運営元から利用者に対する連絡が不通となったとき。
 - ⑬ 運営元の業務の遂行又は運営元の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
 - ⑭ 前各号に掲げる事項の他、運営元が、利用者に対して本サービスを提供することが不相当と判断したとき。
2. 運営元は、利用者が本料金を含む一切の料金の支払いを一度でも怠った場合には、利用者に対し事前に通知することなく、利用契約を解約することができるものとします。
3. 利用者は、第1項により運営元による解除がされた場合には、期限の利益を喪失し、運営元に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第10条（免責）

1. 運営元は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、運営元の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
2. 運営元は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。

第11条（権利譲渡の禁止）

利用者は、運営元の書面による事前の承諾なくして利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第12条（損害賠償）

利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、運営元又は第三者に損害を与えた場合には、運営元又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

第13条（損害賠償の制限）

1. 運営元は、本規約で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、利用者が運営元に支払う12ヶ月分の本料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して運営元の故意又は重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 運営元は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性又は第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3. 運営元は、利用者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 運営元は、本サービスの提供をもって、利用者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
5. 運営元は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の内容について保証するものではありません。
6. 運営元は、オペレータの説明に基づいて利用者が実施した手続・作業等の実施に伴い、生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
7. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負いません。
8. 運営元は、運営元の責めに帰すべき事由のない本サービスの一部廃止、一時停止の場合に伴い生じる利用者の損害について、一切の責任を負いません。
9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、運営元は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）

10. 運営元は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。

第14条（自己責任）

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、運営元に対しいかなる責任も負担させないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 利用者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 運営元は、利用者がその故意又は過失により運営元に損害を被らせたときは、利用者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとし、利用者は運営元の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第15条（秘密保持）

利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た運営元の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

第16条（個人情報の取扱）

1. 利用者は、第1条第2項に定める各サービスの提供元及び本サービスの提供に不可欠な運営元の提携事業者に、利用者の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等その他利用契約に係る取引に関する情報を、当該提携事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
2. 運営元は、本サービスの提供にあたって、利用者から取得した個人情報の取扱については、運営元が定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針 URL：<https://rayl.jp/rules/privacy.html>）に従うものとします。

第17条（知的財産権）

1. 本サービスにおいて運営元が利用者へ提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、運営元又は運営元の指定する第三者（権利者）に帰属するものとします。
2. 利用者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。
 - ① 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

第18条（禁止事項）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ① 運営元が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用行為。
- ② 運営元又は第三者の著作権、特許権、商標権、ノウハウ等の知的財産権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。

- ③ 運営元又は第三者の財産、プライバシー、肖像権を侵害する行為、若しくは侵害するおそれのある行為。
- ④ 運営元又は第三者を差別・誹謗中傷し、若しくはその名誉・信用を毀損する行為。
- ⑤ 関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥ 犯罪行為、又はそれを誘発・扇動する行為。
- ⑦ 本サービスにより利用しうる情報を改ざん、又は消去する行為。
- ⑧ 本サービスの申込又は利用請求に当たって虚偽の事項を記載・申告等する行為。
- ⑨ 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメールを送信する行為。
- ⑩ 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメールを送信する行為。
- ⑪ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- ⑫ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、又は第三者が受信若しくは受信可能な状態におく行為。
- ⑬ 猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為。
- ⑭ 無限連鎖講（ネズミ講）若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為。
- ⑮ 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に違反する行為。
- ⑯ 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為。
- ⑰ 運営元若しくは第三者の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為。
- ⑱ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
- ⑲ 前各号に該当するおそれがあると運営元が判断する行為。
- ⑳ その他、社会的状況を勘案のうえ、運営元が不適當・不適切と認める行為。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 - ① 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、および、過去 5 年以内に反社会的勢力でなかったこと。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。
 - ③ 反社会的勢力を利用しないこと。
2. 利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 - ① 運営元または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 - ② 運営元または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 運営元に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ⑤ 前各号に準ずる行為
3. 利用者は、利用者が反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を運営元に報告し、運営元の捜査機関への通報及び運営元の報告に必要な協力を行うものとします。
4. 運営元は、利用者に前三項のいずれかの規定に違反している事実が発覚（報道されたことを含みます。）したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補償その他何ら

の義務も負うことなく、本規約に基づく契約等その他利用者と運営元との間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、利用者は運営元に対し、何らの請求、主張、異議申立ても行わないものとし、かつ、運営元は、本項による解除によっても、利用者に対する損害賠償請求は妨げられないものとします。

第20条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第21条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、利用者と運営元が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第22条（合意管轄）

利用者と運営元の間で本規約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（適用関係）

1. 利用者は、本規約のほか、本サービスに内包・付随する各サービスの定める利用規約（以下「サービス利用規約」といいます。）に従うものとします。
2. 本規約に規定なき事項については、サービス利用規約が適用されることに同意するものとし、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決するものとします。尚、各サービス利用規約の内容と、本規約の内容が矛盾・抵触する場合には、本規約の内容が優先的に適用されるものとします。

制定日：2023年2月8日

改定日：2023年4月1日

改定日：2025年3月1日

別紙 1

1. 概要

本サービスには以下の3つのサービスが含まれます。各サービスの詳細は2. 詳細にて確認ください。

- (1) お財布サポート by ベネフィット・ステーション
- (2) U-NEXT for スマートシネマ

2. 詳細

本サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りとします。なお、各サービスを利用するにあたって、サービス毎に定める各種規約・約款の定めに同意頂く必要があります。

- (1) お財布サポート by ベネフィット・ステーション提供元①：株式会社ハイ

ホー

サービスの内容：旅行やレジャー、日常生活の様々なシーンにおいて、多数の割引・優待特典を提供するサービス

【利用規約】

URL：https://rayl.jp/pdf/Osaifu_support_rules.pdf

- (2) U-NEXT for スマートシネマ 提供元②：株式会社 U-NEXT

運営元③：株式会社ハイホー

サービスの内容：最新映画・海外ドラマ・アニメ・バラエティなど新作から名作まで豊富なジャンルが観られる、日本最大級のビデオ・オンデマンドサービスの動画配信サービス「U-NEXT」を特別サービスで利用できるプランです。

【利用規約】

URL：https://hi-ho.jp/assets/pdf/service/u-next_for_sumacine_kiyaku.pdf

【備考】

当該サービスの利用にあたって発生する、提供元②の利用者に対する利用料金の請求債権（月額料金および、その他の従量課金の支払請求権）は、提供元②から株式運営元③ に対し譲渡され、さらに提供元①に譲渡されるものとし、利用者はこれに予め異議なく承諾します。なお、当該債権譲渡は、提供元がユーザーに対する債権を取得する都度、債権の取得と同時にされるものとし、